



◆平成24年4月以降の児童手当について◆



平成24年4月1日から、子ども手当制度は児童手当制度に変わりました。

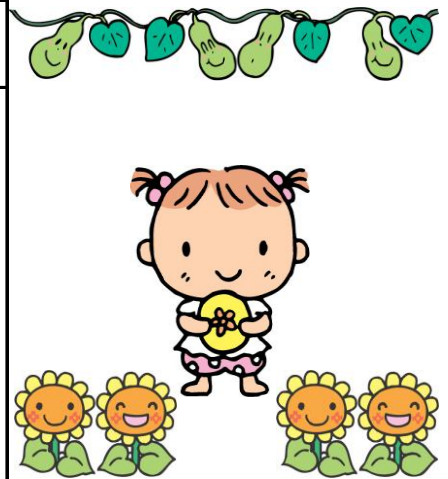
- ★ 平成24年3月31日時点で、和泊町において子ども手当の受給資格をお持ちの方は、自動的に児童手当の受給者となりますので、新たに手続きの必要はありません。但し、6月に現況届の提出が必要となります。

1. 支給対象

児童手当は、15歳に到達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。

2. 手当額

	所得制限額未満の受給者	所得制限を越えた受給者
3歳未満	15,000円	5,000円 ※下記所得制限表参照
3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	
中 学 生 (一律)	10000円	



※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※中学生については、第3子にかかわらず一律、10,000円となります。

3. 支給要件

- ① 和泊町に住民登録されている方。(外国人含)
(在留資格のない方、1年未満の在留資格の方、短期滞在、興業の方は対象外)
- ② 中学校修了前まで(15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)の児童を養育していること。
- ③ その他の要件
 - a. 児童が国内に居住していること(留学中の場合を除く)
 - b. 未成年後見人や父母の指定する者(父母がともに国外にいる場合のみ)も父母と同様の要件で支給(監護・生計同一)
 - c. 離婚協議中で父母が別居している場合は、児童と同居し監護している方。
→離婚協議中であることの申立書、申立の事実を証明する書類が必要となります。
(※例 離婚協議申し入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書・調停不成立証明書の写し等)
 - d. 児童養護施設等に入所している児童(一時保護を除く)は施設の設置者等。

e. 里親に委託されている児童(一時保護を除く)は里親に支給。

※留学については、以下の全ての要件を満たすものが該当します。

- I. 日本国内に住所を有しなくなった前日までに、日本国内に継続して3年を超えて住所を有していたこと。
- II. 教育を受けることを目的として国外に居住しており、父母等と同居していないこと。
- III. 日本国内に住所を有しなくなった日から3年以内であること。

上記、留学の要件には「海外留学に関する申立書」や留学先の学校における「在学証明書」等、事実を証明する書類が必要です。

※外国語で記載された書類は、国内に居住する第三者による翻訳書の添付が必須です。

4. 所得制限

所得制限は平成24年6月分(平成24年10月支給分)から適用となります。

※所得制限表(平成24年6月分から適用)

扶養親族の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1



「収入の目安」は給与収入のみでの計算です。ご注意ください。

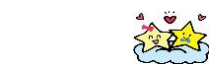
注1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額(所得ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、5人を超えた1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

5. 支払月

原則として、6月、10月、2月の年3回それぞれ前月分までの振込となります。

振込日	6月5日	10月5日	2月5日
支給対象月	2月~5月分	6月~9月分	10月~翌年1月分



※5日が祝祭日等の場合は、前日の開庁日が振込日となります。

6. 申請手続き

◇ 認定請求(新規申請)



- ・第1子の誕生
- ・町外から転入した場合等

原則として、申請日の翌月分からの支給となります。

※ただし、出生・転入等の翌日から15日以内の申請手続きが必要です。児童と生計を同一にしている父母ともに収入のある方は、原則として所得の高い方が請求者となります。

<p>申請方法</p>	<p>第1子の誕生、和泊町外からの転入等により、新たに受給資格が生じた場合、児童手当の認定請求書を提出する必要があります。 (所得状況による受給者の変更等の事情が生じた場合も申請が必要です) なお、手当の支給開始は申請した月の翌月分からとなります。 (注1) 申請が遅れてもさかのぼっては支給されません。早めの申請をお願いします。なお、公務員は勤務先への申請となります。</p> <p>※申請者の住所が申請年の1月1日に和泊町になかった方は、前住所地から【児童手当用の所得証明書】を取寄せてください。 (ご両親のものが必要となります)</p> <p>※15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している場合に申請することができます。</p>
<p>申請者</p>	<p>受給者は、父母のうち生計の中心者(夫婦ともに収入のある場合は、恒常的に所得の高い方)となります。</p> <p>※父母以外が児童を養育している場合はお問合せください。</p>
<p>お持ちいただく物</p>	<p>1. 印鑑(認印可, スタンプ印不可) 2. 受給者名義の預金通帳 3. 受給者の健康保険被保険者証 4. 児童手当用の所得証明書(転入者)</p> <p>※児童と別居している場合は、生計を同一にし、監護・養育している旨の【申立書】が必要となります。(窓口にて記入) また、児童が町外に居住している場合は、児童を含む世帯全員の住民票(記載事項の省略のないもの)が必要です。その他、状況に応じて提出いただく書類もあります。</p> <div data-bbox="1141 1115 1444 1265" style="text-align: right;"> </div>

(注1) 支給開始月について

申請が出生や転入日の翌月となった場合、それらの事由が生じた日の翌日から15日以内の申請ならば、申請した月からの支給となります。(特例)

◇ 額改定申請(増減額申請) 



- ・児童手当を受給中で、第2子以降の出生
- ・その他、養育する児童の人数に増減があった場合

<p>申請方法</p>	<p>児童手当を受給中で、第2子以降を出生した場合は児童手当の額改定請求書を提出する必要があります。随時受け付けていますが、手当の支給開始は申請した月の翌月分からとなります。その他、養育する児童の人数に変更が生じた場合も手続きが必要となります。</p>
-------------	--

	※随時受け付けていますが手当の支給開始は申請した月の翌月分からとなります。(注1)申請が遅れてもさかのぼっては支給されません。早めの申請をお願いします。なお公務員は勤務先への申請となります。
お持ちいただく物	1. 印鑑（認印可，スタンプ印不可） ※児童と別居している場合は，生計を同一にし，監護・養育している旨の【申立書】が必要となります。（窓口にて記入） また，児童が町外に居住している場合は，児童を含む世帯全員の住民票（記載事項の省略のないもの）が必要です。その他，状況に応じて提出いただく書類もあります。

◇ 受給事由消滅届 

- ・子どもを養育しなくなったとき（別居・死亡等）
- ・受給者が公務員となったとき 等

届出方法	<p>児童を養育しなくなったとき，又は受給者（保護者）が公務員になった場合は，児童手当の受給事由消滅届を提出する必要があります。</p> <p>届出が遅れると過払い金が発生する場合がありますので，消滅事由発生後，すみやかに届出をお願いします。</p> <p>※基本的に受給者本人の届出となります。</p> 
最終振込月	<p>消滅事由が発生した月分まで和泊町での受給となります。</p> <p>【和泊町から転出した場合】 転入先の市区町村にて新たに申請ください。</p> <p>【各月の1日付けで受給者が公務員となった場合】 1日の属する月まで和泊町の支給となります。以後は勤務先で申請ください。</p> 
お持ちいただく物	<p>1. 印鑑（認印可，スタンプ印不可）</p> <p>2. 受給者の健康保険被保険者証（公務員になった場合のみ）</p>

7. 現況届

児童手当を受給している方は，6月に現況届の提出が必要となります。この届出は，6月1日における児童の監護等の状況を確認し，引き続き受給できる要件を確認するためのものです。現況届の提出がない場合は，6月分以降(10月支払分)の児童手当を受給できなくなりますのでご注意ください。

8. 問い合わせ先

町民支援課 児童福祉(児童手当)係
☎ 0997-84-3516（直通）